

海外療養費の支給金額について

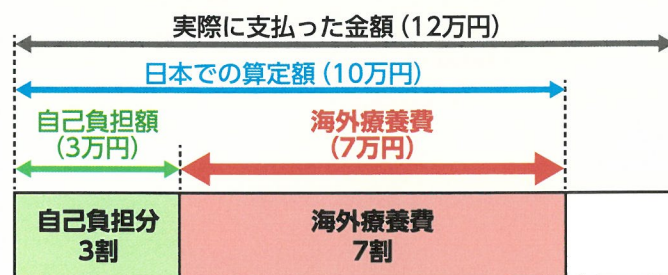
海外療養費は、日本国内の医療機関で同じ治療をした場合にかかる費用を基準に算定されます。算定額が海外で実際に患者が支払った額（日本円に換算した額）を下回る場合には、算定額から自己負担額を差し引いた額が支給されます。また、算定額が海外で実際に支払った額（日本円に換算した額）を上回る場合には、実際に支払った額から自己負担額を差し引いた額が支給されます。



●支給金額の算定のポイント

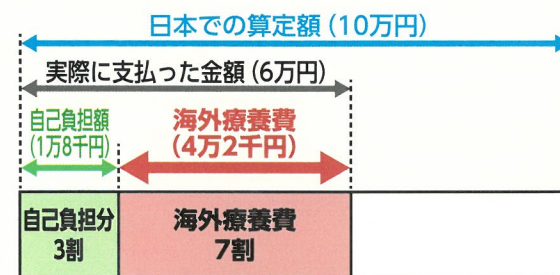
例えば、海外で実際に支払った医療費が日本円に換算して12万円の時、日本で同じ治療を受ける場合の医療費が10万円となるケースでは、算定の基準は10万円となります（例1参照）。ただし、日本で同じ治療をした場合の費用の方が高い場合には、実際に支払った金額をもとに算定されます（例2参照）。

**例1）実際に支払った金額が12万円で
日本での算定額が10万円の場合
自己負担が3割の人**



**70,000円が
海外療養費として支給されます。**

**例2）実際に支払った金額が6万円で
日本での算定額が10万円の場合
自己負担が3割の人**



**42,000円が
海外療養費として支給されます。**

被保険者のみなさんへ

不正受給を防ぐために

海外療養費は 正しく申請しましょう



国保の届け出にはマイナンバーが必要です



マイナンバー制度の施行にともない、国民健康保険の手続きにおいて、マイナンバーの記載と本人確認が義務づけられました。国保の加入・脱退をはじめ、各種給付の申請を行うときには、マイナンバーの記入を忘れずをお願いします。その際、本人確認のための証明書の提示が必要です。手続きの際はマイナンバーと合わせて身元確認書類※を持参してください。

●国保の手続きを行う「世帯主」と、届け出・申請の「対象となる方」のマイナンバーが必要です。

※身元確認書類とは？

- 顔写真つきの公的確認書類
(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)
..... **いずれか1点**
- 顔写真のないもの
(健康保険証、年金手帳、介護保険証など)
..... **2点以上必要**

海外療養費とは、海外渡航中に急な病気やケガでやむを得ず現地で治療を受けた場合に、申請により支払った医療費の一部について払い戻しを受けられる制度です。ただし、治療目的の渡航による医療費などは給付の対象外となります。海外療養費の支給を受ける場合は、制度の内容を正しく理解して手続きをしましょう。